

●第 16 回広島市都市計画審議会(H16 年8月 11 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (特定行政庁:広島市長)	廃ポリ塩化ビフェニル(廃PCB)分解施設(南区宇品東四丁目1353番1)	中国電力株式会社から申請のあった、ポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を安全かつ確実に無害化処理するための施設の建設位置について、都市計画上の支障の有無を審議した結果、今回は、審議を保留し、次回、当該案件に係る追加の資料が提出された上で、引き続き審議を行うこととなった。